

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景・経緯

我が国の自殺者数は、平成10年（1998年）に年間3万人を超え、平成15年（2003年）には34,427人となりました。その後、徐々に減少しているものの年間2万人を超え、他の先進国と比較すると高い水準です。

本市でも国と同様に推移し、今もなお年間60人前後の方が自殺しています。これは、交通事故死亡者数の数倍に上り、憂慮すべき状況です。

国は、平成18年（2006年）に「自殺対策基本法<sup>\*</sup>」を制定し、その後、自殺総合対策大綱<sup>\*</sup>の策定と見直しが行われ、同大綱に基づき、国、都道府県、民間団体等が連携して自殺対策に取り組んできました。平成28年（2016年）4月には自殺対策基本法が改正され、都道府県、市町村に自殺対策計画の策定が義務付けられました。

本市では、平成21年度（2009年度）より自殺対策事業を開始し、こころの不調を抱えた人を対象とした個別相談事業や一般市民に向けた啓発事業等に取り組んできました。

新たな自殺総合対策大綱では、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」を基本理念としました。自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があり、自殺対策には、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関係機関が連携し、生きることの包括的な支援を推進することとされています。

本計画は、自殺対策基本法の改正を踏まえ、社会・経済的な視点を含む「生きる支援」として、本市の自殺予防対策を更に包括的に推進するために策定するものです。

### 【自殺総合対策大綱（概要）より】

#### 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

#### 自殺総合対策の基本方針

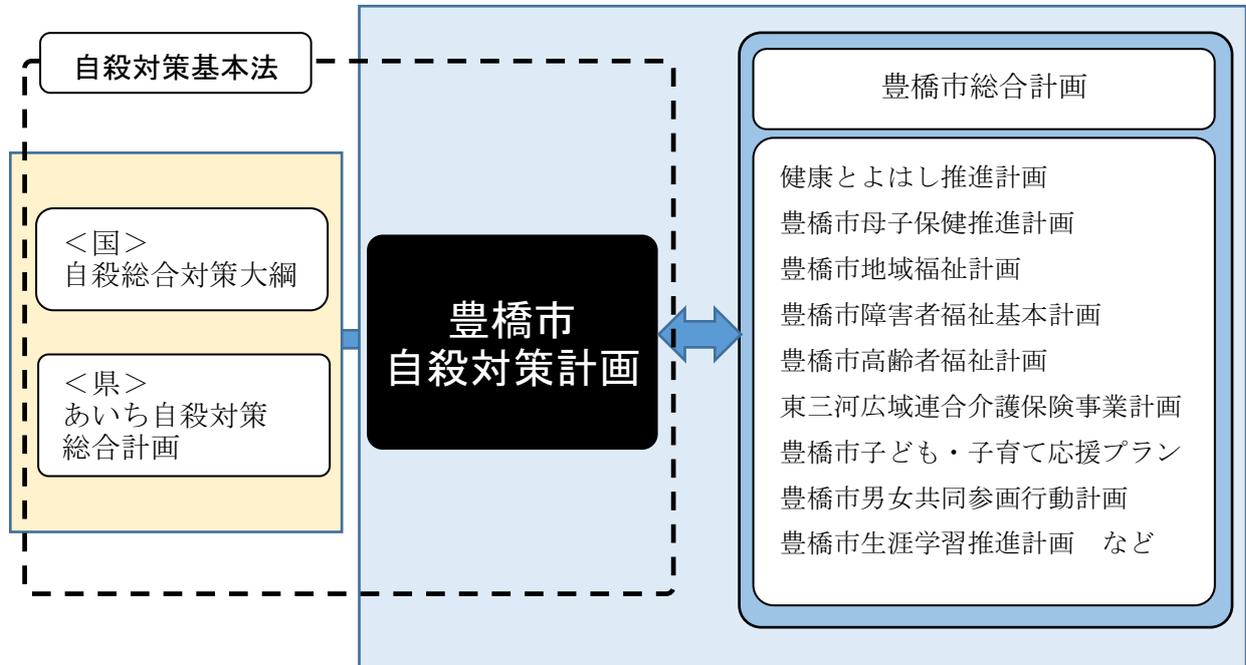
- 1 生きることの包括的な支援として推進する
- 2 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
- 3 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
- 4 実践と啓発を両輪として推進する
- 5 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

#### 自殺対策の数値目標

平成38年（2026年）までに自殺死亡率を平成27年（2015年）と比べて30%以上減少

## 2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に基づく「市町村自殺対策計画」とします。また、本市の他の関連計画との連携を図りながら自殺対策を推進していきます。



## 3 計画の期間

本計画の期間は、2019年4月からの施行とし、「第3期あいち自殺対策総合計画※(2018年度～2022年度)」の改定を見据え、2024年3月までの5年間とします。